

◎外務委員会

回数	年月 (曜日)	議事内容
1	平成5年10月19日 (火)	<p>国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>ポスト冷戦時代における日本外交の基本姿勢に関する件、日ロ首脳会談に関する件、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に関する件、我が国の国連安全保障理事会常任理事国入りに関する件、PKOに関する件、金大中氏事件に関する件、戦後補償問題に関する件、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉に関する件、外国人労働者問題に関する件、アジア太平洋地域の安全保障の枠組みに関する件、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核疑惑に関する件、ハイティ及びキューバ情勢に関する件等について羽田外務大臣、政府委員、外務省、法務省、警察庁及び科学技術庁当局に対し質疑を行つた。</p>
2	平成5年11月4日 (木)	<p>みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件（閣條第一号）（衆議院送付）</p> <p>航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第二号）（衆議院送付）</p> <p>日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣條第三号）（衆議院送付）</p> <p>右三件について羽田外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行つた後、いずれも承認すべきものと議決した。</p>

外 務

3			
平成6年1月27日 (木)	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなつた。	賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 欠席会派 なし 関係第一号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 欠席会派 なし 関係第二号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 欠席会派 なし 反対会派 なし
	請願第四七二号を審査した。		

○条約（四件）

号番	件名	1 のみまぐろの保存のための条約の締結についてた 承認を求めるの件	2 航空業務に関する日本とネパール王國との間の国 協定の締結について承認を求めるの件	3 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定書の締結について承認を求めるの件	4 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件
	衆	一五 三	一〇、二三	一〇、二三	〃
一一、一六	月 提 日 出	付 委員会 託	一〇、二三	一〇、二三	一一、一六
一一、一六 （予）	参 議	一〇、二三 （予）	一〇、二三 （予）	一〇、二三 （予）	承 認 四
	議 委員会 決	二五 四	二二、四	二二、四	承 認 四
	議 本会議 決	二五 五	二二、五	二二、五	承 認 五
一一、一六	付 委員会 託	一五 三	一〇、二三	一〇、二三	承 認 五
繼 続 審 査	議 委員会 決	一五 三	一〇、二三	承 認 二二、二六	承 認 二二、二六
	議 本会議 決	一五 二六	一〇、二三	承 認 一六	承 認 一六
	備 考				

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件（閣条例第一号）

要旨

我が国は、一九八一年（昭和五十七年）以来、高度回遊性魚種であるみなみまぐろについて、オーストラリア及びニューカaledoniaとの間で三国間協議を開催し、毎漁期の三箇国による総漁獲可能量及び各國別割当量について協議することを通じて保存及び管理を図ってきた。

本条約は、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景として、みなみまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一層整備するため、一九八八年（昭和六十三年）四月以降三国間で協議が行われた結果、一九九三年（平成五年）五月十日キャンベラにおいて署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本条約は、みなみまぐろについて適用し、その保存、最適利用を適切な管理を通じ確保することを目的とする。
- 二、締約国は、本条約の実施等を確保するため、すべての必要な行動をとるとともに、みなみまぐろ保存委員会に対し、みなみまぐろに関する情報等を提供する等の措置をとる。
- 三、締約国は、本条約によりみなみまぐろ保存委員会を設置す

る。同委員会は、事務局を設置することができ、同事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。

- 四、みなみまぐろ保存委員会は、みなみまぐろに関する情報の収集及び蓄積、その保存、管理及び最適利用のための規制措置等の審議、その総漁獲可能量及び各締約国別割当量等の決定、締約国に対する勧告の決定等を行う。
- 五、締約国は、みなみまぐろ保存委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。同委員会は、みなみまぐろの個体群の状態及び傾向の評価・分析等を行う。
- 六、締約国は、本条約の目的達成を促進するため、他国の本条約への加入奨励のため協力する。
- 七、締約国は、本条約の締約国でない国等の漁獲活動であつて、本条約の目的達成に影響を与える可能性があるものについて、当該国等の注意を喚起すること等の措置をとる。
- 八、本条約は、オーストラリア、日本及びニューカaledoniaにより批准、受諾又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、みなみまぐろ保存条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することを目的として、保存委員会の設置、ミナミマグロの保存、管理等に係る措置等について定めるものであります。

次に、ネパールとの航空協定は、わが国とネパールとの間の定期航空業務の開設を目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続、及び両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線等を定めるものであります。

次に、日中航空協定の改正議定書は、近年の両国間の航空輸送需要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営のために、両国が指定する航空企業の数を二以上とすることができるよう改めるものであります。

委員会におきましては、みなみまぐろ保存条約の締約国の拡大、カトマンズ空港施設の改善に対するわが国の協力、海外渡航者の増加とその安全対策等の諸問題について質疑が行われました。質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣第第二号）

要旨

我が国とネパールとの間の定期航空路開設については、一九七八年（昭和五十三年）以来、ネパール側から希望が表明されました。近年に至り、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設し得る状況になったこと及び一九九四年（平成六年）に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、一九九二年（平成四年）八月以来、交渉が行われた結果、一九九三年（平成五年）二月十七日にこの協定が署名された。この協定は、我が国とネパールとの間の定期航空業務の開設を目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。

二、両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国

内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができ
る。

三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最
惠国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が
使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、
締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指
定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後
に運航を開始することができる。

五、両国の指定航空企業は、定期航空業務につき公平かつ均等な
参加の機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合する
ものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を
運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航
空当局の認可を受ける。

八、付表に、両国の指定航空企業が運営するとのできる定期路
線を具体的に定める。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議
定書の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この議定書は、一九七四年（昭和四十九年）四月に署名された
現行の日中航空運送協定を改正するため、一九九三年（平成五
年）二月十七日に署名されたもので、近年の両国間の航空運送需
要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営の
ため、両国が指定できる航空企業の数を現行の「一又は二」から
「一又は二以上」に改めるものである。

委員長報告
前ページ参照